

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きの翌日が休日は、当たる)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県警察職員顕彰審査会の委員に警察本部の防犯部長を加えることとした。(第四条関係)
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

- ◆規則 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部を改正する規則  
(監察官室)
- ◆告示 計量器の定期検査の実施 (商工指導課)
- ◆種畜証明書の交付 (畜産課)
- ◆土地改良事業計画の変更の認可 (二件) (農村整備課)
- ◆保安林の指定予定 (森林保全課)
- ◆沿岸漁業改善資金の貸付金の償還金の収納の事務の委託の一部改正 (水産課)
- ◆都市計画の変更に係る図書の縦覧 (都市計画課)
- ◆開発行為に関する工事の完了 (〃)
- ◆都市計画事業の変更の認可 (二件) (下水道課)
- ◆廃川敷地等の生成 (河川課)
- ◆遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◆公安告示
- ◆選管告示
- ◆教委告示
- ◆公 告 個人演説会を開催することができる施設の指定
- ◆定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◆獵銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

規則

鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県警察職員顕彰条例施行規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「刑事部長」の下に「防犯部長」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十四条の規定に基づき、気高郡及び西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西尾 邑次

実施期間	実施場所
平成五年四月十二日から 同年十月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
平成五年四月十二日	午前十時から午後二時まで	鹿野町	鹿野町役場

鳥取県告示第二百十九号

種畜証明書を次のとおり交付したのと、同法第八条第一項の規定により出  
示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 回 次

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 回 次

般) 梶原田地区(区画整理)に係る土地改良事業計画の変更を平成五年三月  
四日認可したのと、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四  
十八条第十一項の規定により告示する。

種畜證明 書番号	名前	品種	生年月日	產地	血 純		級別	飼養者(住所又 は所在地)及 び氏名又は名称
					父	母		
平 鳥取県臨 第1号	大田	黒毛 和種	H 3.6.12	東伯郡 東伯町	北雪	かよ2	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場
平 鳥取県臨 第2号	北平茂	黒毛 和種	H 3.7.2	八頭郡 智頭町	第20平茂	きたひら しげ	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場
平 鳥取県臨 第3号	糸新	黒毛 和種	H 3.8.17	西伯郡 岸本町	東天	いとしん 1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場	鳥取県畜産試験場
平 鳥取県臨 第4号	英鉢3	黒毛 和種	H 3.10.8	東伯郡 東伯町	莫須	よしこ 1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場	鳥取県畜産試験場

鳥取県知事第1回十一号  
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の三第五項に  
おいて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項  
の規定に基いて、江府町が行う土地改良事業(農林業地域改善対策事業本  
町庄一田塊区画整理)に係る土地改良事業計画の変更を平成五年三月四  
日認可したのと、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十  
八条第十一項の規定により告示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 回 次

鳥取県知事第1回十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の三第五項に  
おいて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項  
の規定に基いて、鹿野町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(1

般) 梶原田地区(区画整理)に係る土地改良事業計画の変更を平成五年三月  
四日認可したのと、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四  
十八条第十一項の規定により告示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日南町印賀字下モ鉢山二〇八の二二
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件  
(+) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (+) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 二 1 保安林予定森林の所在場所  
岩美郡岩美町大字大谷字屋敷二三三九の一、二三三九の三、二三四〇、字家ノ奥二二四三の一、二三二四四、二三二四九の一、二三二四九内二、氣高郡鹿野町大字鷺峰字狐尾一六一四の一、一六三八、一六三九、字東山一六四〇、一六四一、一六五〇、字大谷東平添一二八九、一二九〇の一、八頭郡若桜町大字若桜字石屋開地一五〇七から一五〇九まで、一五〇九の一、字馬橋一四九五の一、一四九六の一、一四九六の二、一四九七、一四九八の一
- 三 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町下榎字彦谷八九〇の六、八九〇の七、高尾字屋敷廻り七八、七九、八四、八五、字カケヒラ一九四から一九七まで、字上ミ高尾道ノ内二二二
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(+) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (2) 主伐として伐採をることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (1) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (2) 主伐として伐採をることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (1) 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市猪子字東谷五一四、五一五
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (1) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (2) 保安林予定森林の所在場所  
西伯郡西伯町大字伐株字屋敷三七一、大字徳長字大谷三九二
- (3) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (1) 指定施業要件  
立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (1) 立木の伐採の方法  
鳥取県告示第二百二十三号
- 昭和五十五年四月鳥取県告示第三百十二号（沿岸漁業改善資金の貸付金の償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。
- 平成五年三月九日
- 鳥取県知事 西 尾 風 次
- 「弓北漁業協同組合」を「境港市漁業協同組合」に改める。
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法

鳥取県告示第二百二十四号

第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十一月二十六日 鳥取県指令受都計三一二第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市晚稻字下赤田及び字中赤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市晚稻五四一

千代三洋工業株式会社

代表取締役社長 山澤忠信

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線及び三・四・九号二本木陰田線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・七号米子駅境線

変更する部分

米子市加茂町二丁目

2 三・四・九号二本木陰田線

変更する部分

米子市加茂町二丁目及び久米町

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

一 施行者の名称  
境港市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業

境港市公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十九日から平成十二年三月三十一日まで

## 四 事業地

## 1 収用の部分

事業地に境港市佐斐神町字武平前、字富成、字上中曾根、字原、小篠津町字幸神、字上道ヶ堀、字中曾根、字原、字東當成、字寡曾根、字下寡曾根、字上麦垣、字麦垣、字後藤林、字上砂堀、字下砂堀、字上万次郎、字下大林、字灘大篠、字下大篠、字模畑、字角篠、字幸神通、字幸神ノ(一)、字川本、字七畠、字下松中ノ(一)、字大篠、字下原、字堂免、字下道ヶ堀、字大山、字下大山、字口ノ田西、字下麦垣、字上寡曾根、字広原、字下万次郎、字武平西、字上大林、字中大林灘、字下大林灘、字篠ヶ崎、字相老、字堀ノ内、字篠原峠、字中大篠灘、字下大篠灘、字下中曾根、字小篠、字永井、字辨天崎、字別荘灘及び字門脇灘、新屋町字一本松、字一ツ家前、字川尻前、字上転松、字神内後、字東奥原及び字鶴首、高松町字夕顔畑、字児御前、字大山、字長溝及び字宮ノ前、竹内町字岡才佛、字広畑、字広廻、字篠田野地、字治郎兵衛原、字垣ノ内、字三角道、字篠田原、字花免野地、字清助田、字中野地、字橋ノ向、字狐山野地、字九日田、字宮西、字大畑及び字宮ノ内、福定町字井ノ尻、字東風灘、字灘屋敷、字中屋敷、字八雲崎、字下灘、字北屋敷、字聖垣、字大蛇郷及び字八雲崎地先国所有地、中野町字富士見、字上灘開、字上灘屋敷、字天神森、字広見灘、字中灘開、字中浜田、字通天橋、字下灘開、字下灘屋敷、字北屋敷、

## 2 使用の部分 なし

柳川灘を加え、同市佐斐神町字丸塚、新屋町字寄会前、同字地先国有地、字川尻前地先国有地及び字一ツ家前地先国有地、竹内町字才佛、字北浜田、字才佛灘、字釜地落、字三斗時、字小磯塚、字乳母ヶ池、字高岡及び字才佛灘地先国有地並びに福定町字籠津向、字上灘、字浜田及び字籠津向地先国有地地内において事業地を変更する。

## 鳥取県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称  
境港市

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画下水道事業 大正川都市下水路

二二七一 地先まで

- 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）四五、九四二・五七平方メートル

事業施行期間  
事業施行期間を平成七年三月三十一日まで延長する。

- 四 事業地  
1 収用の部分 變更なし  
2 使用の部分 なし

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

### 鳥取県告示第二百二十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四

十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び鳥取土木事務所に備えおいて縦覧に供する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第二百二十九号

鳥取港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 港湾計画の変更の概要

昭和六十一年鳥取県告示第千四十二号によりその概要を告示した鳥取港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

- 1 水域施設計画において泊地を次のように変更する。

千 代	地 区 名	水深（メートル）	面積（万平方メートル）
七・五〇・〇			三・七

- 三 廃川敷地等の位置

岩美郡岩美町大字本庄字川イ、ゴ二八六地先から同町大字岩本字稻土居

9 平成5年3月9日 火曜日

## 鳥 取 県 公 報

2 外郭施設計画において次の防波堤を追加する。

地区名	名称	延長(メートル)
千代	第五防波堤	一一〇
	第六防波堤	五〇

## 二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部港湾課

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

次の施設について、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十一  
条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指  
定を解除した旨の報告があつたので、告示する。

平成五年三月九日

施設の名称	所在地
橋津保育所	東伯郡羽合町大字橋津一七七一

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年三月九日

1 日時 平成五年三月十四日（日） 午前十一時

2 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会教育委員室

3 議題

1 県立学校長人事について

2 その他

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に  
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の  
規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する  
規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

平成5年3月9日 火曜日 鳥取県公報

山口長輔

平成5年3月9日

公 告

鳥取県公安委員会 懲 田 博 司

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を  
次とのおり開催する。

平成5年3月9日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	プラボーネクスト	株式会社平和
"	網取物語	"
"	DOKIDOKI動物ラジド	"
"	ピラミッドX	株式会社高尾
"	トレンディー	"
"	ピンボール	京楽産業株式会社

日曜火曜日 9月3年5成平 11

## 報公職取扱

区分種別	日時	場所	受講対象者
初心者講習	平成5年4月15日 午前10時から 午後4時20分まで	米子市郷町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成5年4月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市郷町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成5年4月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

ア 猛銃及び空気銃の所持に関する法令

1 猛銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

講習受講手数料及びその納付方法

## 6 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

## 7 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 8 携行品

筆記用具及び印鑑